

副本

令和元年（ワ）第 33338 号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 外 2 名

答 弁 書

令和 2 年 1 月 20 日

東京地方裁判所民事第 16 部 C 係 御中

〒530-0005 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号
中之島フェスティバルタワー・ウエスト 11 階
きっかわ法律事務所（送達場所）
電話 06-6201-2970
FAX 06-6201-2980

被告東海旅客鉄道株式会社訴訟代理人

弁護士 西 出 智 幸



弁護士 高 田 翔 行



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告東海旅客鉄道株式会社に対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 「紛争の要点（請求の原因）」に対する認否

以下の各事実は認め、原告の主張する訴訟物の内容は明確ではないが、原告の法的主張は争う。なお、原告の主張するその余の事実は、訴訟物の特定に関する「第3 求釈明」に対する回答を待った上で、必要な範囲で追って認否を行う予定である。

- ① 2019年8月6日の「のぞみ138号」は、被告東海旅客鉄道株式会社（以下「被告JR東海」という。）が保有する車両によって運行されており、喫煙ルームを有する車両が存在したこと。
- ② 被告JR東海が、禁煙推進学術ネットワークと称する団体から甲11、甲13、甲15、甲17の各書面を受領し、これらに対し、それぞれ、甲12、甲14、甲16、甲18の書面によって回答したこと。
- ③ 被告JR東海が、原告から甲19の書面を受領し、これに対し、甲20の書面によって回答したこと。

第3 求釈明

訴状のよって書きに相当すると思われる4頁目の⑩においても、原告の主張する訴訟物の内容は明確ではないため、原告に対し、以下の点についての釈明

を求める。

請求の趣旨の第1項に記載の喫煙ルームの廃止を求める請求について、訴訟物（具体的な法令上の根拠、権利の内容等）を明らかにされたい。

以 上